

## 第1回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（河盛委員）

教 育 長 ) 部長、室長及び課長の紹介

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

日程第1、専決報告第1号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

大きな改正になっているので、忌憚なく御質問していただけたらと思います。

上 月 委 員 ) 学校教育室の中に、学校教育課と学校支援課と保健安全・特別支援教育課の3つの課ができるということで、どのような利点があるのですか。

教 職 員 課 長 ) もともと学校教育課という1課体制でやっており、その中に2名の主幹がいる形で、課長級3名で事務執行を行ってきておりました。

今回、3つの課に分けましたが、学校支援課につきましては、不登校やいじめ、学校の生徒指導などの課題が非常に大きな課題となっていることから学校の支援をする課を明確に位置づけるために責任者の課長を置いた形での体制を整えました。

保健安全・特別支援教育課につきまして、幼稚園教育、特別

支援教育、保健安全、学校給食に関する部分について、それぞれ担当の主査等を配置した体制を整えました。

学校教育課につきましては、政策的なコアな部分に携わる課として、室長が直接課長として兼務する体制で対応します。

教 育 長 ) 今まで3人の課長級がいましたが、外に見える化、責任体制の明確化を行いました。学校を支援していけることをメインに改編しました。

今回の大きな組織の改編としては、課長から説明がありましたように、3部が1部になりました。教育委員会全体として、いろいろな事案に対して、統合した形で対応していかざるを得ないということがありましたので、統轄をする部長がおり、一体となって進めているのが今回の狙いです。

教 育 部 長 ) 教育長がおっしゃったとおりですが、これまでも3部、管理部、学校教育部、社会教育部で連携を図りながらやっていたのですが、情報は、それぞれのところは知っていても、お互いのことは知らないことがありました。特に、学校教育は学校現場で起こってくるものがたくさんありますので、それに加えて市の予算をつけないといけないとか、条例改正しなければならないといった、行政事務で付随する部分がありまして、その部分で、早く情報をキャッチすることによって、早く対応ができるようになればと思っております。

そうすることによって、スムーズに学校の支援のほうにもつなげられたらと思っておりますし、そういうことがないと、今回、大変な思いをして改正をするわけですので、そこに向かってやっていきたいと思っております。

私自身は、まず全体の統括がございますので、そこは頑張らなければと思っておりますし、これは人による話ではないですが、社会教育室の室長が、以前、広報におりましたので、芦屋の学校のよさ、教育のよさが伝わっていないのではないかと私自身も歯がゆい思いをしておりましたので、違った形で、発信していく取組を進めていきたいと考えております。

上月委員) 今、御説明があったように、今まで以上に連携と情報交流と情報の共有が必要だということは同感です。組織改編の全容がだんだんと見えてきて、1つの部になった限りは、その中でしっかりと情報共有をしながら、芦屋の教育、つまり、社会教育、学校教育、管理部が連携を密にして、組織を変えたからよかったという形になるように頑張りたいと思います。

教育部長) ありがとうございます。

極楽地委員) 室体制の構想を昨年度お伺いいたしまして、それがいよいよ実現するということ、新しいチャレンジの年だなど、気持ちを新たにしたいと思っております。

少し気になるのが、部長職をなくなされて、例えば川原部長が室長を兼務、野村室長と田嶋室長が課長を兼務で、プレイングをしながらマネージャーをする大変さ、それは本当に大変なことだろうと思っております。

係長や主幹、全職員の皆様がパフォーマンスを上げるところが機構改革の目当ての一つだと思いますので、教育委員会、市長部局の皆様も、それぞれのお立場で、パフォーマンスをいかに上げるかを目標に頑張りたいなという気持ちでおります。

そのために学校現場でありましたら、連携するために何が必要かというところ、今、川原部長がおっしゃいました俯瞰して見る、コーディネートをするところも、みんなでそれぞれがコーディネーターとして連携できればいいなと思っておりまして、私も頑張りたいと思っておりまして。今年度もよろしく願いいたします。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第2号「参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

6ページ(5)番で、学校教育課の主査、3つありますね。これを保健安全に変更する。だから、学校教育課の主査で、今度は〔給食担当〕や〔特別支援教育担当〕という名が取れるのですね。

教 職 員 課 長 ) いえ、そこにつきましては残っております。

教 育 長 ) 全部、主査の補職名を取るのではないのですか。

教 職 員 課 長 ) 取る主査と取らない主査と、2種類つくっております。今の分で、資料4ページと5ページを御覧いただきたいですが、新旧対照表になりますので、右側が改正前になります。左側は改正後となります。4ページの真ん中少し下に学校教育課がございます。

そちらの改正前に、主査が〔学校教育担当〕から続きまして4つ、〔給食担当〕、〔特別支援教育担当〕、〔幼稚園教育担当〕という4つのポストが書いてあるのですが、こちらのうちの下から3つ、主査〔給食担当〕と〔特別支援教育担当〕、主査〔幼稚園教育担当〕を学校教育課からは廃止しまして、それに代わりまして、5ページの保健安全・特別支援教育課に、新たに改正後で同じ括弧書きをつけた主査を3ポストつくっております。

今、教育長からお話がありましたように、主査として、括弧があるもの、ないものという考え方ですが、括弧書きをつけて業務内容を固定した主査につきましては、こちらの別表の中で一定の業務を指定することになります。

括弧書きがない主査につきましては、それぞれが所属しております課の業務のうち、所属長が指定する業務について従事するとあります。ですから、括弧書きがない主査を使った場合のほうが、その所属長のマネジメントが機能する形で、課で言いますと、例えば学校支援課は複数の主査を配置しておりますので、所属長のマネジメントで業務を割り振りした中で、比較的自由に業務が運営できると考えております。

教 育 長 ) あえてつけたほうが、この組織の改編について分かりやすくする意味では、これはこれでいいと思います。

極 楽 地 委 員 ) 最近、チーム制として、同じ業務の中であれば、みんなが同じ作業の成果を出せるように、業務標準化をしながら、チームで作業をすることをされる企業が増えてきていまして。それに合わせた感じのイメージ、それに似たイメージかなという印象を受けております。

よいところは、1人の負担が減るので、作業が分担できるので、標準化できることによって課内の業務のパフォーマンスが上がると思うので、これもチャレンジだと思っております。学校支援課などは、その1年の成果などを、また報告いただけたら、ありがたいなと思いました。

その後は、括弧書きがなくなることによって、何の業務をされているか、見える化がちょっと薄れると思うので、その辺りは内容についても御説明いただきたいなと思っておりますし、そのほかの外部への説明といいますか、周知もいただけたらいいかなと思います。メリット・デメリットあると思いますので、それを1年間かけながら、また検証いただければと思います。よろしく願いいたします。

上 月 委 員 ) 分からないので教えていただきたいですが、先ほどの議案で、学校教育室の中に3課ができるということでしたよね。今回、この資料との関係でいくと、学校支援課がないのはどういうふうに考えたらよいのでしょうか。

教 職 員 課 長 ) 別表でお示ししているのは、括弧書きがついた主査の部分だけを示しておりますので、全体の全貌はここでは表せていな

い形になります。お手元にお配りしている資料の中で、役付職員名簿があるかと思うのですが、役付職員名簿の1枚目が学校園で、2枚目が教育委員会事務局の役付職員名簿になっております。

学校教育室の改正案を御覧いただきたいのですが、そちらに室長級、課長級、係長級を表しております。学校教育室の学校教育課につきましては、事務職の学校教育係長と、あと主査として、学校教育担当の指導主事の主査を置いている形の体制です。

学校支援課につきましては、括弧書きがない主査を同列で置いている形で、裏面をめくっていただいたところの保健安全・特別支援教育課につきましては、指導主事の主査2名、業務を特定した形の特別支援教育担当の主査と幼稚園教育担当の主査を、あと事務職の給食担当の主査という体制になっております。

保健安全・特別支援教育課のところは、あえて括弧書きをつけた形とさせていただいていますのは、取り扱う業務の内容が多岐にわたるといえるか、いろいろな業務になりますので、それぞれ担当者を明確にする、また職種異なる者もいる形となりますので、その部分の区分をはっきりさせたほうが、業務がやりやすい状況ではないかという考えから、こちらにつきましてはそういう形としております。

学校支援課につきましては、全て指導主事の主査が配置されている状況ですので、ここにつきましては課長級が差配する中で、それぞれの担当に割り振りしてやったほうが、業務としてはやりやすいのではないかという考えから、このような体制と

させていただいております。

河盛委員) 趣旨は非常によく分かるのですが、ちょっと分かりにくくなっている理由が、何のためにこういうことをやったかということを一行か二行書いていただけたら、すごく分かりやすくなるのではないかと思います。

例えば、本市でも問題になっているし、国からの問題になっている「いじめとか不登校の問題に、特に積極的に対処するために、こういう学校支援課を新設しました」と「その運用をフレキシブルにするために、主査をあえて担当を決めずに置きました」ということを、例えば6ページにちょっと書いていただくと、非常に理解がしやすくなったのではないかと思います。

ぱっとこれだけ書いているから、何のためにこうなのかなと分かりにくくなっているので、何のためにやったかということを一行か二行書いていただけると、大変分かりやすくなったのではないかと思います。

教育長) 御指摘どおりですね。

教育部長) 改正の記載内容については、ある程度ひな形みたいなものがございまして、なかなかそういうものが、この中には入れられない部分がありますが、説明について、もう少し分かりやすいようにしたいと思います。

河盛委員) 今まで、よくこういうものがあるんです。よく聞くと分かるのですが、読んでも全く何のことか分からないので。

教育部長) 趣旨は、河盛委員がおっしゃっていただいたとおりです。

これまでは、学校教育課の中に給食担当や幼稚園担当があったのですが、今度、課が新しくできましたので、そちらに移り



ました。学校支援課では教育指導担当として、そこはフレキシブルに、それぞれ小学校担当とか中学校担当を設けなくて、チームで当たっていくイメージです。

極楽地委員) 学校教育課と学校支援課ですが、その中の業務が分かりづらいうように感じますが、学校運営協議会は学校の支援なのか、学校教育課なのか、そういった担当業務の一覧みたいなものをつくっていただけるのでしょうか。

教職員課長) 実際にそれぞれの課が所管する業務内容につきましては、事務分掌の中で定める形となりますので、そこで定めます。先ほどの専決報告第1号5ページ以降になりますが、その部分で、新旧対照表の形で学校教育室、学校教育課の所管する事務分掌を記載しております。

従来は学校教育課という形で、1つの課として持っていた事務分掌ですが、そこを今回、3つの課に分けた形でしております。どこのエリアをそれぞれの課が所管するのかにつきましては、事務分掌規則の中で明記しております。

極楽地委員) こちらは拝見していなかったもので失礼いたしました。こちらで大まかな業務は記載されているということで、承知いたしました。

教育長) 学校運営協議会は、学校教育課が担当します。

極楽地委員) こちらは、対外的には何かどこかに、ホームページに記載とかされるのでしょうか。どこに電話したらいいのかという、保護者の方だったり、地域の方が問合せする場合に、多分ホームページとかを御覧になるとは思いますけど、その連絡先が明確であればいいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

す。

教育部長) 今も基本的にはホームページに出ております。組織名の変更は既にかけているのですが、まだ修正を全部かけ切れなところもあるかと思いますが、事業名ごとに表示をしておりますので、今回の改正に従って順次修正をかけていきたいと考えております。

極楽地委員) 改正でいろいろと大変かと思いますが、ありがとうございます。

森川委員) 5ページの打出教育文化センターの主査が廃止されることになっているようで、打出教育文化センターの所長の方、役付職員名簿によると、打出教育文化センター所長がいらっしゃって、その次が主査があつて、この辺、どう理解したらいいのか分からなかったのを教えてください。

教育長) 組織がどういう人数で、どうなっているかをお伝えしたらよろしいですか。

教職員課長) 非常に分かりにくい説明になって、申し訳ございません。打出教育文化センターですが、もともと昨年度は所長が課長級でおつて、その下に主査〔研修担当〕がおりました。

今、お配りしています参事・主幹の規程の5ページの改正前に、打出教育文化センター主査〔研修担当〕で書いているところがあります。改正前、この体制だったのが令和4年度の体制です。この形であったのですが、一番右の端の分掌事務を御覧いただきたいのですが、〔研修担当〕という括弧書きですが、打出教育文化センターの分掌事務で、研修に限らず、全般的な事務を担当していた主査でございました。

括弧書きと、その分、実際の業務内容とが、少し領域がずれている形となっていましたので、ここにつきましては括弧書きのない主査を配置しまして、〔研修担当〕という主査は、その役職は廃止させていただいた形で、その括弧書きがない主査を充てる形です。職員体制は変更がない形になりますが、主査のポストとしては形が変わったということになります。

こちらの規程の別表に書いている部分は、括弧書きがついている主査だけのことを書いているので、括弧書きがない主査は、特にこの別表の中では規定しておりませんので、必ずここが一对一の関係にはなっていないところから分かりにくさが出ているところですが、今、申し上げたような形で、特に打出教育文化センターの体制を弱くしているとか、そういうことではございませんので、名称が変わったと御理解いただけたらと思います。

教 育 長 )        打出教育文化センターは、学校から来ている主査級と指導主事と2名いるのですね。

教 職 員 課 長 )        あと事務職が1名おります。

教 育 長 )        主査は〔研修担当〕にしていたのですが、〔研修担当〕という括弧書きを取ることによって、所長の方針によって、適材適所というか、よりフレキシブルにできるということですね。

教 職 員 課 長 )        はい。

河 盛 委 員 )        これは結局、役職の書き方が分かりにくくなっているのだと思います。6ページの6番も7番も、主査の〔研修担当〕を廃止するわけで、主査を廃止するわけではない。愛護センターも〔愛護担当〕を廃止するだけで、主査を廃止するわけではな

いので、ちょっとこの文章が、役所の文章って、どうしてもこうなってしまうのかもしれませんが。一般的に考えると、国語の文章としてはおかしいです。そこが分かりにくくなっている原因ではないかと、ちょっと間を空けるとか、〔研修担当〕との間を。

教育部長 ) 申し訳ありません。

河盛委員 ) これだと、何かくっついているみたいになります。主査を廃止するみたいに、一般的には理解されてしまうのではないかと思います。市役所の文章は決まっているから、しようがないのかもしれないですが。

教育部長 ) 申し訳ありません。分かりにくいですね。

教育長 ) 丸ごとなくなってしまうと思いますね、正直、これだけ見  
て。

河盛委員 ) 普通に読んだら、そうなってしまいますね。

教育長 ) 今回の組織改編で、学校教育部に関して人員が減ったことは  
ないです。室長が課長を兼務してくれた分、指導主事を増や  
せたと理解しております。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第3号「部付及び課付の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

<専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長 ) 続いて、専決報告第4号「芦屋市教育委員会所管の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員 ) 去年もお伺いしたかも分からないですが、主査が一般的に主任というイメージの役になるのでしょうか。

教 職 員 課 長 ) 主査は係長級の職員です。係長級の職員で、普通、係に係長級職員は1名しか置けませんので、係長がいて、それ以外にも配置する場合につきましては、主査という形で配置することになります。

極 楽 地 委 員 ) 主幹が課長で、主査が係長級ですね。

教職員課長)　　そうです。

教育長)　　学校教育課は、課長と主幹が2人いました。主幹は、特命的なものですので、細分化し機能的にしたということですね。

極楽地委員)　　課をですね。

教育長)　　課にすると係長が置けるので。

上月委員)　　今まで主席係長という立場の方はいらっしゃったのですか。

教職員課長)　　以前は4級制の係長職で、主席係長、主席主査というポストがございました。今現在、4級自体が廃止されていますので、新たにそういう職をつくるのがなくなって、現時点ではないということです。

上月委員)　　でも、主席係長という役職は残しているわけですね。

教職員課長)　　そうですね。今、まだ課長補佐、新たにはつくらないということで、そういう職自体は、今いる人たちは残っているという感じですよ。

上月委員)　　課長補佐だったのですか。

教職員課長)　　課長補佐ではなく、4級の係長です。

上月委員)　　4級というのは、給料表で行くと1つ上がるということですか。

教職員課長)　　そうです。係長より1つ上の級です。

教育長)　　職と給料とがうまくマッチングするように、検討がなされていると思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第5号「芦屋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

一番分かりやすいのは4ページですか。

管 理 課 長 ) 4ページの一番左で、学校支援課とその下の保健安全・特別支援課が追加されましたので、それぞれの課に文書の記号、收受文書や、一般文書の記号を付したものでございます。

教 育 長 ) 発刊番号を打つとき、今度、新たにできていますね。

管 理 課 長 ) はい。

教 育 長 ) その課ごとにつけていくから、おのずとこれも変えておかないといけないということですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第6号「芦屋市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員 ) 昨年、同じく読点のお話があったと思うのですが、昨年度と今回の内容は、前回は規則の改定などではなかった。今回、改定されるという認識でよろしいでしょうか。

管 理 課 長 ) 国が昨年度に公文書を、これまで「、」を使っていたものを「、」に変えますという改正がされまして、それを受けて、3月議会で、条例を一括で、「、」から「、」に変えますという改正がされました。それに基づいて、教育委員会も「、」から「、」に一括で変更しますということ、今回挙げさせていただいております。

教 育 部 長 ) これまでは、改正をされた内容の文案についてのみ「、」にしていました。新たにつくったものや改正分から直していくことになっていまして、一部混在ではないですが、議会からも、どこかで全部直したらどうかという御指摘も受けておりまして、条例で全部改正し、今回は規則で、規則も全部変えようとしています。

極 楽 地 委 員 ) では、過去のものについても、全て一括で読点を変える。

教 育 部 長 ) はい。

極 楽 地 委 員 ) そのほうが楽ですね。

教 育 部 長 ) そうですね。

極 楽 地 委 員 ) 過去の出ている資料は「、」で入っていると思うのですが、



それも今後、増版や印刷のときには読点に変更という感じになってくるという認識でよろしいでしょうか。

管理課長 ) はい。基本的には変更ができる機会がありましたら、全て「、」に変えていくのですが、手が入られるかどうかで、すぐに変更できない場合もございます。

極楽地委員 ) 基本的には全ての書類に関しては「、」に変わっていくということですね、承知いたしました。

教育長 ) デジタル化されていたら、置換したら一発でいくのですが、アナログで入っているものを、わざわざシールを貼って全部というのはちょっと大変だろうと思うので、そこは今説明したとおりです。

極楽地委員 ) 併用もされていくということですね。

管理課長 ) 特に計画類ですとか、そういった冊子につきましては、次の発刊のタイミングで変えさせていただくことになります。

教育長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長 ) 続いて、専決報告第7号「芦屋市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長 )                    〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 )                    説明が終わりました。質疑はございませんか。

   議会の傍聴なども同じようになっているのですか。

管 理 課 長 )                    議会は既に改正されております。市長部局も同じく傍聴人  
   に関する規則が4月1日付で改正すると聞いております。

教 育 長 )                    他に質疑はございませんか。

   無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

   これより採決いたします。

   本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

   〈異議なしの声〉

   御異議なしと認めます。

   よって本案は原案のとおり承認されました。

   〈専決報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 )                    続いて、専決報告第8号「芦屋市立幼稚園規則の一部を改  
   正する規則の制定について」を議題とします。

   提案説明を求めます。

管 理 課 長 )                    〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 )                    説明が終わりました。質疑はございませんか。

   無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

   これより採決いたします。

   本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

   〈異議なしの声〉

   御異議なしと認めます。

   よって本案は原案のとおり承認されました。

   〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次 に、日 程 第 2、報 告 第 1 号「芦 屋 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 の 指 定 に つ い て」を 議 題 と し ま す。

提 案 説 明 を 求 め ま す。

管 理 課 長 ) < 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 >

教 育 長 ) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

無 い よ う で す の で、こ れ を も っ て 質 疑 を 打 ち 切 り ま す。

教 育 長 ) そ れ で は、報 告 第 1 号「芦 屋 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 の 指 定 に つ い て」の 報 告 を 受 け た も の と い た し ま す。

教 育 長 ) 閉 会 宣 言